

平成27年度生活衛生関係営業対策事業費補助金
事後評価講評

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会

- 平成28年4月21日に開催された第26回「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下、「審査・評価会」という。）」において、平成27年度生活衛生関係営業対策事業費補助金の133件の事業（うち連合会・組合事業100件、地域活性化連携事業6件、復興支援事業10件、好循環促進計画策定事業15件、（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。）事業2件）に係る事後評価を行った。
- 本補助金は、平成23年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証やPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）、Action（反映））の確立など、補助金執行の新しい考え方が整備され、今回の平成27年度事業は、5か年目の事後評価である。
- 評価対象事業は、全て審査時において審査・評価会として採択することが適当と認めた事業であることから、事業成果（活動指標と成果指標）の結果に力点を置いて評価を行った。
- 本年度の事業は、多くの事業において目標が明確化されており、定量的・定性的な成果把握を目的としたアンケート調査を取り入れるなどの効果測定がされていた。しかし、成果把握の指標を比較的達成が容易な指標に設定し事業を実施するのではなく、より高い事業成果を達成するための適切な指標を設定するとともに、併せて事業内容自体のあり方を検討し、事業を実施する必要がある。
- 事業の性格上、単年度ではその効果の波及が完結するものではないと考えられる事業や、当該年度だけでは目標に対しては十分な成果があがっていない事業もあるので、これらについては、補助事業完了後も中長期的な目標をもってその効果測定を継続して実施し、次の展開につなげるなど、補助金の効果を最大限有効に活用するような運用が求められる。
- ポスター・パンフレット作成型の事業やイベント型事業、ホームページ作成事業などは、事業の企画時において効果が一過性にならないよう検討する

など、事業終了後もその目的に対してどのような効果があったかを継続的に把握していく努力が求められる。

また、ポスター・パンフレットのデザイン等が重複する事業も見られるため、地域性や各組合の独自のものをを用いる場合を除き、成果物を共有するなどの手段も検討することが求められる。

- 事業は Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）で完結するものではなく、事業の改善点を明らかにし、より効果的で質の高い事業計画づくりに反映（Action）させることが事後評価の真の目的である。これにより、持続性、安定性の高い仕組みが構築され、効率性の高い事業実施が可能となる。このため、審査・評価会として今回示した論点が平成28年度の事業計画の立案に反映されるよう、計画立案の初期段階において全国センターがこれまで以上に積極的に関与するなどフィードバック体制を更に強化していく必要がある。
- なお、生活衛生関係営業は、少子高齢化や人口減少が進展するなかにおいても国民生活との関わりが深く、生活基盤や雇用を支えるなど今後も地域において重要な役割を担い続けることが期待されており、本補助金に基づく事業成果については、引き続き、その成果を広く、国民、社会に還元するとともに、説明責任を果たすことが求められる。
- 最後に、先進的モデル事業とした事業及び各事業に対する事後評価総評は各一覧のとおりである。